

昭和二十四年政令第三百十号

連合国財産である株式の回復に関する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基
き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 連合国財産株式及び子株の確保（第六
条—第十三条）
- 第三章 再評価積立金及び資本準備金の資本へ
の組入及び取りくずしに関する制限
(第十
八条—第二十三条)
- 第四章 連合国財産株式又は子株の回復（第十
九条—第二十七条）
- 第五章 関係人の権利の調整（第二十四条—第
三十二条）
- 第六章 雜則（第三十二条—第三十七条の二）
- 第七章 罰則（第三十八条—第四十三条）
- 附則 第一章 総則（目的）

第一条 この政令は、日本国との平和条約その他連合国との間の平和の回復に関する政令との関係を実施するため、連合国財産である株式に関する権利の回復に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(連合国財産の返還等に関する政令との関係)

この政令は、日本国との平和条約その他連合国との間の平和の回復に関する政令を実施するため、連合国財産である株式に関する権利の回復に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定は、同令第二条第一号及び第五号、第二十二条の二、第三十五条第三号及び第四号、第三十八条並びに附則第八項及び附則第十七項から附則第二十項までの規定を除く外、この政令の適用を受ける株式については、適用しない。
(連合国、連合国人及び連合国人等の意義)

この政令において「連合国」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項第一号に規定する連合国人をいう。
(連合国財産株式及び子株の意義)

この政令において「連合国人等」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二条第三項第一号に規定する連合国人等をいう。
(連合国財産株式及び子株の意義)

この政令において「連合国財産株式」とは、左に掲げる株式をいう。但し、在外会社等は、左に掲げる株式をいう。

本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する在外会社（以下「在外会社」という。）での決定整理計画書において同令に規定する新会社について定めをしているものを除く）、この政令施行の際清算手続中である会社（企業再整備法（昭和二十一年法律第四十号）に規定する決定整備計画において同法に規定する第二会社について定めをしているもの又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定による主務大臣の認可を受けた整備計画書において同法に規定する譲受金融機関について定めをしているものを除く。以下第三十二条において同じ。）の政令施行の際破産手続中である会社又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条に規定する閉鎖機関の発行する株式をいう。以下第四条第一項において同じ。）、旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二条第一項の規定に基いて大蔵大臣が返還その他の必要な措置を命じた株式を（昭和十六年法律第四十八号）第一百九十三条ノ二第一項の規定により利益の配当に充てるため新株を発行した場合及び同法第二百九十三条ノ三第一項の規定による利益準備金のみをもつてする資本への組入れにより新株を発行した場合を除く。）において、当該連合国財産株式について割り当てられ、若しくは割り当てられるべきであります。以下同じ。）の管理に付せられたいた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四条第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第十八条第四項又は第十九条第一項の規定による回復の措置がとられた株式及び第二十三条第一項の規定による通知があつた株式を除く。

一 旧敵産管理人の管理に付せられたことのある株式で当該管理に付せられた時において連合国人等であつた者が当該時において有してゐたもの又はこれに代わる株式（連合国、連合国人及び連合国人等の意義）

二 前号に掲げる株式以外の株式で財務大臣が連合国財産の返還等に関する政令第十二条第一項第一号に掲げる国をいう。

三 この政令において「連合国人等」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項第一号において連合国人等であつた者が当該時において有してゐたもの又はこれに代わる株式（連合国、連合国人及び連合国人等の意義）

四 前号に掲げる株式及び子株の意義

一 連合国財産株式（旧連合国財産の返還等に関する政令第二条第一項第一号に掲げる連合国財産株式を有していた者又はその者の一般承継人が同号の指定のあつた時において有していた当該株式又はこれに代わる株式）

二 第二条第一項第二号に掲げる連合国財産株式について同号の侵害がされた時において当該株式を有していた者又はその者の一般承継人が同号の指定のあつた時において有していた当該株式又はこれに代わる株式

三 第二条第一項第一号に掲げる連合国財産株式を旧敵産管理人から譲り受けた者（その者の一般承継人を含む。）がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式をその譲受の時後引き続き有している場合におけるこれらの株式

四 旧特殊財産資金特別会計法（昭和十八年法律第八十六号）第六条の規定により大蔵大臣が旧敵産管理人から買入れた第二条第一項第一号に掲げる連合国財産株式を大蔵大臣から譲り受けた者（その者の一般承継人を含む。）がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式

2

る株式をその譲受の時後引き続き有している場合におけるこれらの株式

五 第二条第一項第二号に掲げる連合国財産株式について同号の侵害がされた時において当該株式を有していた者又はその者のために当該株式を処分した者（以下「準敵産管理人」という。）から当該株式を譲り受けた者（その者の一般承継人を含む。）がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式をその譲受の時後引き続き有している場合におけるこれらの株式

六 信託法（大正十一年法律第六十二号）の規定により信託された連合国財産株式でその信託の当时前三号に掲げるものに該当していたものをその信託の受託者がその信託の時後引き続き有している場合におけるこれらの株式。但し、委託者が死亡し、又は消滅してい場合においては、その者の一般承継人が受益者であるときに限る。

七 戰時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）、財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により國に納付された連合国財産株式でその納付の当时第三号から第五号までに掲げるものに該当していたもの又はこれに代わる株式を國がその納付の時後引渡しの当时前各号に掲げるものに該当していたもの又はこれに代わる株式

八 第六条第一項の規定による財務大臣の許可を受けて譲渡された連合国財産株式でその譲渡の当时前各号に掲げるものに該当していたもの又はこれに代わる株式

九 旧株主会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）に規定する株主会社整理委員会が同令の規定により譲り受けた連合国財産株式でその譲受の当时第三号から第五号までに掲げるものに該当していたもの若しくはこれに代わる株式のうち同委員会がこの政令施行の際有していたもの又はこれに代る株式

十 前各号に掲げるものを除く外、財務大臣の指定するもの又はこれに代わる株式

十一 前項において「その者の一般承継人」とは、当該者が死亡した場合若しくは合併に因り解散した場合又は在外会社であつてその決定整理計画書において旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する新会社について定めをしている場合、企

業再建整備法に規定する決定整備計画において同法に規定する第二会社について定めをしてい場合、金融機関再建整備法の規定による主務大臣の認可を受けた整備計画において同法に規定する譲受金融機関について定めをしている場合その他その営業又は資産的主要部分を一又は二以上の法人に譲渡した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人、合併に因り設立された法人、新会社、第二会社、譲受金融機関及び営業又は資産的主要部分を譲り受けた法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本公司に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人、合併に因り設立された法人、新会社、第二会社、譲受金融機関、営業又は資産的主要部分を譲り受けた法人を含む。」

（回復請求の手続）

第四条 次の各号に掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式（旧連合国財産の返還等に関する件第二条第一項の規定に基づいて大蔵大臣が返還その他必要な措置を命じた株式、旧敵産管理人の管理に付せられていた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令第四条第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第三十二条第二項の規定による回復の措置がとられた株式及び同条第五項の規定による告示があつた株式を除く。以下同じ。）を、これらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国外の他の国に籍を有する者又は連合国財産株式を有する者）が、連合国に籍を有する他の団体であるときは、当該連合国政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

回復請求権者が連合国に籍を有する者又は連合国に准ずる他の国に籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

回復請求権者が連合国に籍を有する者又は連合国に准ずる他の国に籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国政府は、財務省令を定めるところにより、当該回復請求権者に代り、財務大臣に対して直接に、当該回復請求権者が第一項又は第二項の規定により回復の請求をすることができる株式の回復を請求することができる。

第一項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本公司に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

（回復請求権の消滅）

第五条 第二条第一項第一号に掲げる株式の回復請求権者が連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項第一号中「日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国及び同条以外の平和十五条に規定する連合国及び同条以外の平和の回復に関する条約を日本国との間に締結した

該法人の株式又は持分について生じた損害について連合国財産償償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十五条第一項に規定する補償金支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

一 第二条第一項第一号に掲げる株式 当該株式が旧敵産管理人の管理に付せられた時百六十号）第十五条第一項に規定する連合国と日本との間で支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

二 第二条第一項第二号に掲げる株式 当該株式について同号の侵害がされた時百六十号）第十五条第一項に規定する連合国と日本との間で支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

三 前項の規定による連合国財産株式又は在外会社等株式の回復請求権の承継人で連合国人であるものは、財務省令の定めるところにより、財務大臣に対して、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復を請求することができる。

四 前二項の規定による株式の回復の請求は、第一項又は前項の規定により株式の回復を請求することができる者（以下「回復請求権者」という。）が連合国に籍を有するもの又は連合国に准ずる他の国に籍を有する者又は連合国に籍を有する他の団体であるときは、当該連合国政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

回復請求権者が連合国に籍を有する者又は連合国に准ずる他の国に籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国政府は、財務省令を定めるところにより、当該回復請求権者に代り、財務大臣に対して直接に、当該回復請求権者が第一項又は第二項の規定により回復の請求をすることができる株式の回復を請求することができる。

五 第二条第一項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本公司に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

（回復請求権の消滅）

第六条 特定株式は、第十八条第四項に規定する回復期日までは、財務省令の定めるところにより財務大臣の許可を得なければ、譲渡し、又は担保に供してはならない。特定株式を譲り受け、又は担保としてこれを受けることも同様とする。

（特定株式の取引制限）

第七条 特定株式の株券の持有人は、他の法令の規定又は既存の契約の条項にかかわらず、この政令施行の日（在外会社の発行する株式については、その整理計画書が認可された日、第二条第一項第二号に掲げる株式であつてこの政令施行の日後財務大臣が同号の規定により指定したものについては、その指定の日。以下第八条第一項及び第十三条第一項において同じ。）から三十日以内（財務大臣が指定する特定株式については、財務大臣の指定する日まで）に、その株券をその発行会社に提出しなければならない。この場合において、提出することのできない者は、その期間内にその旨を財務大臣及び発行会社に届け出なければならない。

二 連合国財産株式の発行会社は、前項の規定により提出された株券を保管しなければならない。この場合において、当該発行会社は、当該株券をその株主又は質権者のために占有するも

のとし、議決権その他株主としての権利を行使することはできない。
(ハセヒロ設立者)

第八條 連合國財產

2 この政令施行の日から四十五日以内に、財務省が令の定めるところにより、その発行する株式の種類ごとに連合国財産株式、特定株式又は子株の数を財務大臣に報告しなければならない。

連合国財産株式若しくは子株の発行会社がそ

る改正前のこの政令（以下「旧令」という。）第九条第三項、第十条第一項若しくは第十二条第一項（旧令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定により保留した自己の株式（以下「自己保留株式」という。）について割り当てられるべき当該承継会社の株式を保有しなければならない。この場合において、特定株式の株主には、当該株式を優先して有償で取得する権利は与えられないものとする。

3 2
連合国財産株式又は子株の発行会社は、前項の規定により保有したその承継会社の株式については、議決権を行使することができない。

は、同項の規定により行使することができない。議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入しない。

4 第六条の規定は、第一項の規定により保有された株式に準用する。
(新株の引受権を与えられない株主等)

第十二条 連合国財産株式又は子株の発行会社が新株を発行する場合においては、その特定株式並びに前条第一項及び旧令第十一条第一項の規定により保有された株式（以下「保有株式」とい

2 定價の「付有」された株式（「付有株式」といふ。）の株主には、新株の引受権は与えられないものとする。

積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）第三条第一項の規定により新株を発行する場合においては、同法の適用に

3
ついては、その特定株式及び保有株式の株主は、同法第三条第一項及び第五条第一項に規定する株主には含まれないものとする。

三、連合国貿易機関は子機の發行会社が商法第二百九十三条ノ三第一項の規定による準備金の資本への組入に因り同条第二項の規定により新株を発行する場合において、その資本に組み入

れられた準備金が資本準備金のみであるときは、同項の規定の適用については、その特定株式及び保有株式の株主は、同項に規定する株主

には含まれないものとする。

るときは、商法第二百九十三条ノ二第三項の規定の適用については、特定株式及び保有株式の株主に対し発行される新株の割当の基準となる当該株主が有する株式の数は、同項の規定にかかるわらず、当該株主が有する株式の数に資本に

組み入れられた利益準備金の額が資本に組み入れられた準備金の総額に対しても有する割合を乗じて得た数（準備金の資本への組入に因り既に株式が発行されているときは、当該株主が有する株式の数に左の算式により計算した割合を乗じて得た数）とする。（資本に組み入れられた利益準備金の総額－組入による発行済株式に相当する組み入れられている利益準備金の額）－（資本に組み入れられた準備金の総額－組入による発行済株式に相当する組み入れられている利益準備金の額）相当する組み入れられている資本準備金の額）

5 前項の算式において、「組入による発行済株式に相当する組み入れられている利益準備金の額」とは、準備金の資本への組入に因り既に発

行した株式の発行ごとに、発行した株式の発行価額にその発行数を乗じて得た額にそれぞれの発行の際に於いて資本に組み入れられていた

利益準備金の額がその際に於いて資本に組み入れられていた準備金の総額に対して有する割合を乗じて得た額の合計額とし、「組入に因る発行済株式に相当する組み入れられている資本準備

行済株式に相当する額の入札が行われ、その金額を「**備金の額**」とは、準備金の資本への組入に因り既に発行した株式の発行ごとに、発行した株式の発行価額にその発行数を乗じて得た額にそれ

ぞれその発行の際において資本に組み入れられていた資本準備金の額がその際において資本に組み入れられていた準備金の総額に対して有す

る割合を乗じて得た額の合計額とする。

（自己保有株式）
の発行する株式を優先して有償で取得する権利を連合国財産株式又は子株の発行会社の株主に与える場合に準用する。

第十二条の二 連合国財産株式又は子株の発行会社でその特定株式、自己取得株式、自己保留株式及び保有株式並びに自己保有株式（本項又は

第二項の規定により保有した自己の株式をいう。(以下同じ。)の数(以下「確保株数」という。)がその連合国財産株式及び子株の数と等しい時は、毎年五箇月をもって且つ一回

しいものは、再評価積立金の資本組入に関する法律第三条第一項の規定により新株を発行する場合においては、当該新株のうち、当該新株の数に当該会社についての確保株式率（当該会社の確保株数を当該会社の発行済株式の総数で除

して得た割合をいう。以下同じ。」を乗じて得た数に相当する株数のものを当該会社の名義で発行して、これを保有することができる。この場合における再評価積立金の資本組入に関する法律の適用については、同法第三条第一項前段中「株式を発行」とあるのは「株式を発行し、且つ、当該会社の名義で株式を発行」と、同項後段中「株主に払い込ませる金額」とあるのは「株主に払い込ませ、又は自ら払い込む金額」と、同法第四条第一項中「株主に払い込ませる」とあるのは「株主に払い込ませ、且つ、当該会社の名義で発行する新株の発行価額のうちその株主に払い込ませる金額と等しい金額を自ら払い込む」と、「その払い込ませる金額」とあるのは「その払い込ませ、又は自ら払い込む」と、同法第五条第一項中「株主は」とあるのは「株主及び当該新株の発行会社は」と、同法第七条第一項中「前条第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、払込期日までに、各株について」とあるのは「会社は、当該会社の名義で発行する株式について、前条第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、各株について、それぞれ、払込期日までに」とする。

払込株金の払込を催告しなければならない連合会社は、國財産株式又は子株の発行会社が決定整備計画書又は決定最終処理方法書の定めるところにより、株金の払込を催告した場合には、適用しない。この場合においては、企業再建整備法施行令第十六条第四項若しくは第二十四条第一項又は金融機関再建整備法第二十五条の四第三項若しくは第二十五条の十三第一項の規定により帰属した特定株式の処分については、企業再建整備法施行令第二十四条第三項又は金融機関再建整備法第二十五条の十三第二項の規定にかかるらず、第六条の規定を適用する。

第三章 再評価積立金及び資本準備金の資

第十四条 車両会計資産又は子会社の発行会計資本への組入及び取りくずしに関する制限（再評価積立金の資本への組入の制限及び再評価積立金の区分経理）

資產再評価去（昭和二十五年法肆第百十

引いた金額)を差し引いた額をこえて、再評価積立金を資本に組み入れてはならない。

連合国財産株式又は子株の発行会社は、資産再評価法第百九条第一項の規定により再評価積立金を資本に組み入れる場合において、その資本への組入を決議する株主総会において第十二条の二第一項の規定に基づき自己の名義で新株を発行することを決議するとき、又は当該会社が第十二条の二第一項に規定する会社であつて当該株主総会において資本組入に因る額面金額の増加の決議をするときは、資産再評価法第百九条第一項の規定にかかわらず、その資本への組入をする際において当該会社の貸借対照表の負債の部に計上されている再評価積立金の金額のうち同項の規定により資本に組み入れることができるときの金額とその資本への組入をする際までに組み入れられた再評価積立金の総額(その際に再評価積立金の資本への組入に因り新株が発行されているときは、その新株の発行価額(当該新株につき再評価積立金の資本組入に関する法律第四条第一項に規定する払込金額(以下「払込金額」という。)の定めがあつた場合においては、その金額を差し引いた金額)の総額を、その際に資本組入に因る額面金額の増加がされているときは、その額面金額の増加額の総額を、それぞれ差し引いた額との合計額から、第十二条の二第一項の規定に基づき自己の名義で新株を発行するときは、その資本への組入による額面金額の増加をするときは、その額面金額の増加額の総額を、それぞれ差し引いた額との合計額に当該会社についての株式未返還率を乗じて得た額をその資本に組み入れることができる金額から差し引いた額をこえて、再評価積立金を資本に組み入れてはならない。

再評価積立金を資本に組み入れたことがある連合国財産株式又は子株の発行会社は、左の各号に掲げる金額の合計額が零である場合を除く外、当該合計額に相当する再評価積立金を他の再評価積立金と区分して貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

いて再評価積立金の資本への組入に因り発行した株式の発行価額（当該株式につき払込金額の定めがあつた場合においては、その金額を差し引いた金額）の総額と資本組入による額面金額の増加による額面金額の増加額の総額と第十九条第一項の規定による命令に基き資本に組み入れられた再評価積立金の総額と第二十条の二第六項又は第二十条の三第一項の規定による命令に基き再評価積立金を資本に組み入れて新株を発行した場合における当該新株に相当する子株で資本組入による額面金額の増加があつたものの額面金額の総額との合計額を差し引いた額に左の算式により計算した割合を乗じて得た金額（当該会社の発行済株式の総数 - 当該会社の確保株式の総数）

二 資本組入による額面金額の増加による額面金額の増加額の総額と第十九条第一項の規定による命令に基き資本に組み入れられた再評価積立金の総額と第二十条の二第六項又は第二十条の三第一項の規定による命令に基き再評価積立金を資本に組み入れて新株を発行した場合における当該新株に相当する子株で資本組入による額面金額の増加があつたものの額面金額の総額との合計額を左の算式により計算した割合を乗じて得た金額（当該会社の発行済株式及び子株の数 + (当該会社の発行済株式の総数 - 当該会社の確保株式の総数) × 当該会社の確保株式の総数）

（再評価積立金の取りくずしの制限）

第十五条 連合国財産株式又は子株の発行会社は、前条第三項の規定により他の再評価積立金と区分して貸借対照表の負債の部に計上される同項の算式により計算した金額に相当する再評価積立金については、第十九条第一項、第二十条の二第六項又は第二十条の三第一項の規定による命令に基き再評価積立金を資本に組み入れる場合を除く外、これを取りくずすことができない。

（再評価積立金の取扱い）

連合国財産株式又は子株の発行会社は、資産再評価法第百九条第一項の規定により再評価積立金を資本に組み入れる場合において、その資本への組入を決議する株主総会において第十二条の二第一項の規定に基き自己の名義で新株を発行することを決議するとき、又は当該株主総会において資本組入による額面金額の増加の決

議をするときは、前項の規定にかかるわらず、前第三項の規定により他の再評価積立金と区分して貸借対照表の負債の部に計上されている同項の算式により計算した金額に相当する再評価積立金のうち、当該新株の発行価額（当該新株につき払込金額を定める場合においては、その金額を差し引いた金額）又は当該額面金額の増加額に当該会社の確保株数を乗じて得た金額に相当するものを資本に組み入れることができる。（資本準備金の資本への組入の制限及び資本準備金の区分経理）

第十六条 連合国財産株式又は子株の発行会社は、商法第二百九十三条ノ三第一項の規定により資本準備金を資本に組み入れる場合において、その資本への組入を決議する取締役会において第十二条の二第二項の規定に基き自己の名義で新株を発行することを決議しないときは、商法第二百九十三条ノ三第一項の規定にかかるわらず、資本準備金の金額（第三項の規定により他の資本準備金と区分して貸借対照表の負債の部に計上されている同項の算式により計算した金額に相当する資本準備金があるときは、その同項の算式により計算した金額を差し引いた金額）からその金額に当該会社についての株式未返還率を乗じて得た額を差し引いた額をこえて、資本準備金を資本に組み入れてはならない。

（通知した金額の支払等）

第二十条 連合国財産株式又は子株の回復を請求した者は、第十八条第四項又は前条第一項の規定により財務大臣から引渡を受ける株券と引き換えに、回復期日において、第十八条第二項の規定により支払う旨を通知した金額を財務大臣に支払わなければならない。

第十八条第四項又は前条第一項の規定により連合国財産株式又は子株の回復を請求した者に引き渡された株券に係る株式のうち回復請求権者の有するもの以外のものは、回復期日において、回復請求権者に帰属する。

3 第十八条第四項又は前条第一項の規定により回復請求権者が回復を受けることができる株式が連合国財産株式である第二条第三項各号に掲げる株式に相当するものである場合においては、その回復を受けることができる株式については、第十八条第一項中「当該連合国財産株式につき旧権利者（当該連合国財産株式を第四条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時ににおいて所有していた者をいう。以下同じ。）及びその前者が第四条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに払込をした金額」並びに同条第二項後段及び同条第三項中「回復請求権者が回復を受けることができる株式に相当する連合国財産株式について旧権利者及びその前者が第四条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに払込をした金額」とあるのは、「回復請求権者が回復を受けることができる株式に相当するこれに代わる株式について第二条第一項から第三項までの規定を適用する。

4 回復請求権者が回復を受けることができる株式について同一の会社が発行し、その発行価額が異なる株式が二以上あるときは、その発行価額ごとに、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する。

5 回復請求権者が回復を受けることができる株式について同一の会社が発行し、その発行価額が異なる株式が二以上あるときは、その発行価額ごとに、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する。

6 第十八条第四項又は前条第一項の規定により回復請求権者が回復を受けた株式の上に存する質権その他の権利で昭和十六年十二月七日以後設定されたものは、回復期日に消滅する。この場合において、質権者の保護に関しては、第二十一条に定めるもの之外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるものとする。
（再評価積立金に係る子株及び準備金に係る子株の回復）

7 第十八条第四項又は前条第一項の規定により回復請求権者が回復を受けた株式の上に存する質権その他の権利で昭和十六年十二月七日以後の発行価額に相当する金額が回復期日において払い込まれているものとみなす。

遅滞なく、その通知に係る金額の全部又は一部を支払うかどうかを財務大臣に通知しなければならない。この場合において、当該回復を請求した者がその金額の一部を支払う旨を通知するときは、その通知する金額は、その通知する金額を払込金額で除した場合において、その除して得た数に一未満の端数を生ずるものであつてはならない。

再評価積立金に係る子株又は準備金に係る子株の回復として回復請求権者に回復される株式の数は、回復請求権者が回復を受けることができる株式が払込金額の定めのない再評価積立金に係る子株又は準備金に係る子株に相当する株式であるときは、第一項に規定する回復請求権者が回復を受けることができる株式の数とし、回復請求権者が回復を受けることができる株式が払込金額の定めのある再評価積立金に係る子株に相当する株式であるときは、当該株式の回復を請求した者が前項の規定により支払う旨を通知した金額を払込金額で除して得た数とする。

の再評価積立金又は準備金を回復期日において財務大臣に組み入れて、その回復請求権者に回復される株式の数又はその不足する数及びその指示する発行価額の回復請求権者の名義の新株を発行し、その株券を回復期日において財務大臣に引き渡すことを命じ、且つ、その新株を発行するため必要があるときは、回復期日において会社の発行する株式の総数を増加することを命ずることができる。この場合において、財務大臣には、回復期日において、当該回復を請求した者に当該株券を引き渡さなければならない。

前項の規定により財務大臣が指示する新株の発行価額は、当該新株に相当する再評価積立金の額面金額の増加があつた場合には、その額面金額の増加額を加えた額とする。

第六項の規定による命令を受けた会社は、定期の定め並びに再評価積立金の資本組入に関する法律第二条及び第三条並びに商法第二百八十九条ノ三及び第二百九十三条ノ三の規定にかかわらず、その命令に係る子株又は準備金に係る子株の発行価額額（当該子株につき資本組入に因る額面金額の増加があつた場合においては、その額面金額の増加額を加えた額）とする。

百四十二条第一項並びに会社が発行する株式の総数の増加の制限に関する他の法令の規定は、第六項の規定による命令をうけた会社がその命令に基いて会社が発行する株式の総数を増加させし、又は新株を発行する場合については適用しない。

第六項の規定による命令を受けた会社がその命令に基いて再評価積立金を資本に組み入れ、新株を発行する場合における再評価積立金の資本組入に関する法律の適用については、同法第十一一条第一項中「第四条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、その新株」とあるのは、「連合国財産である株式の回復に関する政令第二十条の二第六項の規定により再評価積立金に係る子株の回復として回復請求権者に回復された株式のうち、当該株式に相当する再評価積立金に係る子株について第四条第一項の規定により新株の払込金額が定められている場合においては、その回復された株式」とする。

第十九条第五項の規定は、第六項の規定によつて、(一)二二〇の三行から六行までの旨と同様に、(二)株主の資本金に係る子株につき払込金額の定めがあるものについては、その払込金額に相当する金額が回復期日において払い込まれているものとみなす。

り会社がその発行する株式の総数の増加を命ぜられた場合に、第十九条第六項の規定は、第六項の規定による命令を受けた会社に、第二十条の四第一項の規定は、東亜国材産株式又は子株の回

2 第二十条の三 財務大臣は、連合国財産株式又は子株の回復を請求した者が前条第二項の規定による財務大臣からの通知に係る金額の全部又は一部を支払わないときは、その支払わないことにより回復請求権者に回復されないこととなつた再評価積立金に係る子株の発行会社に対し、当該再評価積立金に係る子株に相当する自己保有株式を財務大臣の指定する日までに売却することを命じ、且つ、当該再評価積立金に係る子株に相当する自己保有株式がないときは、その指示する金額に相当する再評価積立金を資本に組み入れ、株主を募集して当該再評価積立金に係る子株の数の新株を、当該再評価積立金に係る子株に相当する自己保有株式の数が当該再評価積立金に係る子株の数に不足するときは、その指示する金額に相当する再評価積立金を資本に組み入れ、株主を募集してその不足する数の新株を、それぞれ財務大臣の指定する日までに発行することを命ずることができる。この場合において、財務大臣は、その新株を発行するため必要があるときは、会社の発行する株式の総数を増加することを併せて命ずることができることとする。

(回復請求権者の金銭分配請求権)

3
ノ三の規定にかかるらず、その命令に係る再評価積立金の資本への組入及び新株の発行をすることができる。
商法第二百八十九条ノ二但書及び第三百四十二

条第一項並びに会社が発行する株式の総数の制限に関する他の法令の規定は、第一項の命令を受けた会社がその命令に基いて会社が発行する株式の総数を増加し、又は新株を発行する場合については適用しない。

4 連合国財産株式又は子株の回復を請求した者で前条第二項の規定による財務大臣からの通知に係る金額の全部又は一部を支払わなかつたものは、その支払わないことにより回復されないこととなつた再評価積立金に係る子株の発行会社に対し、当該会社が第一項の規定による命令に基き売却した自己保有株式又は同項の規定による命令に基き募集した新株の発行価額（当該新株に相当する再評価積立金に係る子株につき資本組入に因る額面金額の増加があつた場合においては、その額面金額の増加額を差し引いた金額）からその自己保有株式又はその新株に相当する再評価積立金に係る子株について定められた払込金額を差し引いた額の合計額に相当する金銭を分配すべきことを請求することができる。

5 第十九条第五項の規定は、会社が第一項の規定によりその発行する株式の総数の増加を命ぜられた場合に、第十九条第六項の規定は、第一項の規定による命令を受けた会社に準用する。この場合において、第十九条第五項中「回復期日」とあるのは、「その命令を受けた日」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による命令を受けた会社がその命令に基いて再評価積立金を資本に組み入れ、株主を募集し、新株を発行する場合における再評価積立金の資本組入に関する法律の適用については、同法第十一條第一項中「第四条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合において」とあるのは、「連合国財産である株式の回復に関する政令第二十条の三第一項の規定による命令に基き募集された新株について払込がされた場合において当該新株に相当する再評価積立金に係る子株について、第四条第一項の規定により新株の払込金額が定められていると同法同条第二項中「第八条第一項の規定による」とあるのは、「連合国財産である株式の回復に関する政令第二十条の三第一項の規

定による命令に基く」と、「発行価額」とあるのは「発行価額(当該新株に相当する再評価積立金に係る子株について、資本組人に因る額面金額の増加があつた場合においては、その額面金額の増加額を差し引いた金額)」と、同法第十二条第二項中「第十条」とあるのは、「連合国財産である株式の回復に関する政令第二十条の三第四項」とする。

第二十一条 第十八条第四項、第十九条第一項又は第二十条の二第五項若しくは第六項の規定により株券の引渡を命ぜられた会社は、財務大臣の命ずるところに従い、その株券を当該職員に引き渡さなければならない。(この場合において、回復請求権者の所有の名義の株式以外の株式については、他の法令の規定又は定款の定めにかかわらず、回復期日の日附で回復請求権者に名義の書換をしなければならない。)

回復期日前に株主総会の通知があつたときは、株主である回復請求権者に対する株主総会の招集の通知は、商法第二百三十二条第一項の規定にかかわらず、回復期日においてすれば足りる。

当該職員は、第一項の規定により株券の引渡を受ける場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(回復に伴う他の法令との関係)
第二十二条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的の独占禁止法」という。）第十条、第

十一条及び第十四条の規定は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第二百三十八号）第一条第八号の規定にかかるわざ、国内こ

おいて事業を営む回復請求権者が第十八条第四項、第十九条第一項又は第二十条の二第五項若しくは第六項の規定により回復を受けた株式を回復期日後逃売して所有する場合に適用する。

この場合において、回復請求権者は、回復期日後六十日以内に私的独占禁止法のこれらの規定に適合するため必要な措置をとらなければならぬ。但し、回復請求権者は、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該期間について相当期間の延長を公正取引委員会に申請することができる。この場合における公正取引委員

会の認可は、私の独占禁止法のこれらの規定に適合するために必要な株式の処分がすみやかに行われることを条件としなければならない。

2 第二十九条第一項、第三十条第一項又は第二十一条の二第五項若しくは第六項の規定により財務大臣に引き渡された株券は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）及び同法に基く命令の規定の適用については、国の保管するものとみなす。

第二十三条 財務大臣は、回復請求権者から連合国財産株式告しくは子株の回復を請求しない旨

4 第一項に規定する会社は、同項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつてゐるものとする。

3 第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式で回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五条第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに払込期日が到来してゐる株金額の全部が当該通知があつた日までに払い込まれてゐるのは、当該日において国庫に帰属するものとする。

2 第十五条第一項に規定する補償金支払請求書の提出があつたため第四条第一項但書の規定により連合国財産株式又は子株の回復の請求をすることができるなくなつたことに因り、第五条第一項若しくは第二項の規定により連合国財産株式若しくは子株の回復請求権が消滅したことにより、又は連合国財産株式若しくは子株の回復を請求した者が第十八条第一項若しくは第二十条の二第二項の規定による財務大臣からの通知に係る金額の全部若しくは一部を支払わないことに因り特定株式又は連合国財産株式若しくは子株に相当する株式の全部又は一部を回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたときは、その旨をその発行会社又は第十一条第一項の規定によりその株式を保有する会社に通知しなければならない。

又は第二十五条の規定により受け入れて第二十
四条又は第二十七条の規定により支払う現金に
ついては、歳入歳出外現金として取扱うものと
する。

2 前項の歳入歳出外現金の出納に関する必要な
事項は、財務省令で定める。
(損失の処理)

第三十条 この政令の規定により連合国財産株式
又は子株に関する権利を回復請求権者に回復す
ることに因り当該株式の発行会社、株主その他
の関係人に生じた損失の処理に関しては、この
政令に定めるものを除く外、別に法律で定め
る。

(この章の規定の準用)

第三十一条 この章の規定は、この政令施行前大
蔵大臣が旧連合国財産の返還等に関する件第二
条第一項の規定に基いて株式について返還その
他必要な措置を命じた場合に準用する。但し、
大蔵大臣が返還その他必要な措置を命じた際な
外会社等株式であつた株式については、この限
りでない。

第六章 雜則

(在外会社等株式の回復)

第三十二条 在外会社等株式で第二条第一項各号
に該当するものは、第三項に規定する財務大臣
の指定する日又は第五項の告示の日までは、財
務省令の定めるところにより財務大臣の許可を
得なければ、譲渡し、又は担保に供してはなら
ない。当該株式を取得し、又は担保としてこれ
を受けることも同様とする。

**第二条第二項の規定は、前項の場合に準用す
る。**

第三条 財務大臣は、回復請求権者又は第四条第四項
の規定によりその者に代り第一項に規定する在
外会社等株式の回復を請求することができる連
合国の政府から第一項に規定する在外会社等株
式を回復することを命ずることができる。

この場合において、財務大臣は、
その指定する日において当該回復を請求した者
に当該株券を引き渡さなければならない。

第四条 第二十二条第二項及び第七項、第二十一条並び
に第二十二条の規定は、前項の場合に準用す
る。

5 財務大臣は、回復請求権者が第一項に規定
する在外会社等株式の回復を請求しない旨の通
する。

知があつたとき、第四条第一項但書の規定によ
り回復の請求をすることができなくなつた第一
項に規定する在外会社等株式があるとき、又は
第五条第一項若しくは第二項の規定により回復
請求権の消滅した第一項に規定する在外会社等
株式があるときは、これを告示する。

6 前項の規定による告示があつた株式がその告
示があつた日において連合国財産の返還等に關
する政令第八条第一項の規定により選任された
株式があるときは、これを告示する。

7 第三項の規定により在外会社等株式を回復請
求権者に回復することに因り当該株式の株主そ
の他の関係人に生じた損失の処理に関しては、
別に法律で定める。

第三十三条 財務大臣は、連合国財産株式若しく
は子株又は在外会社等株式の回復に関し必要が
あると認めるときは、その必要な範囲内におい
て、これらの株式の発行会社から報告若しくは
資料を徵し、又は当該職員をしてこれらの株式
の株主、これらの株式の株券の所持人若しくは
これららの株式の発行会社の事務所その他の必要
な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を
検査させることができることとする。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定によ
り当該職員が立入又は検査をする場合に、準用
する。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解してはならない。

(日本銀行への事務の委任)

3 第二十二条第三項の規定による事務の一
部を日本銀行をして取り扱わせることができる。

第三十四条 財務大臣は、財務省令の定めるところ
により、この政令の施行に関する事務の一部
を日本銀行をして取り扱わせることができる。

(課税上の特例)

3 第二十二条第三項の規定による事務の一部
を日本銀行をして取り扱わせることができる。

日後譲渡する場合における所得税法(昭和四十
年法律第三十三号)の適用については、当該株
式は、回復請求権者が引き続きこれを有してい
るもののみなす。

4 回復請求権者が第三十二条第三項の規定によ
り株式の回復を受けた場合においても、前二項
と同様とする。

第三十六条 第十八条第四項の規定により財務大
臣に引き渡された株券に係る特定株式の株主が
第二十四条第一項の規定により支払を受けたこ
とに因る所得は、所得税法の適用については、
当該株式(第四条第一項但書の規定により回復
規定により回復の請求をすることができなくな
った株式を除く)は、当該日において国庫に
帰属するものとする。

5 第二十条の三第一項の規定に基く財務大臣の
規定により支払を受けたことに因る所得について
も同様とする。

第三十七条 第十八条第四項又は第十九条第一項
の規定により自己保留株式又は同項の規定によ
る命令に基いて発行された新株の株券を財務大
臣に引き渡したその発行会社が第二十四条第三
項の規定により支払を受けた金額が、これらの
株式の発行価額のうち資本に組み入れた金額を
こえる場合においては、法人税法(昭和四十年
法律第三十四号)の適用については、そのこえ
る金額を法人が額面をこえる価額で額面株式を
発行した場合の額面をこえる金額及び無額面株
式を発行した場合のその発行価額のうち資本に
組み入れなかつた金額とみなす。

第三十七条の二 第二十条の三第一項の命令を受
けた会社がその命令に基いて自己保有株式を完
却した場合における当該株式の完却価額から當
該株式について定められた払込金額(当該株式
につき資本組入による額面金額の増加があつた
場合においては、その額面金額の増加額を加え
た額)を差し引いた金額は、法人税法又は地方
税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規
定による各事業年度の所得の金額の計算上益金
の額に算入しない。

2 第二十二条第三項の規定による命令を受け
た会社がその命令に基いて自己保有株式を完
却した場合において、同条第四項の規定による金
銭の分配を請求した者に当該金銭を分配したと
した場合において、当該金銭の額は、法人税法又は
地方税法の規定による各事業年度の所得の金額
の計算上損金の額に算入しない。

3 第二十二条第三項の規定による命令を受け
た会社の取締役又はこれに準ずる者は、一
年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

4 第二十二条第三項の規定による命令を受け
た会社の取締役又はこれに準ずる者は、一
年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

5 第二十二条第三項の規定による命令を受け
た会社の取締役又はこれに準ずる者は、一
年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項(第九条第三項、第十一条第
四項又は第十二条の二第三項において準用す
る場合を含む)又は第三十二条第一項の規
定に違反して株式を譲渡し、担保に供し、譲
り受け、又は担保として受けた者
り又は虚偽の報告をした者
二 第七条第一項の規定に違反して株券を提出
せず、又は提出することのできない旨の届出
を怠つた者
三 第八条第一項の規定に違反して報告を怠
り、又は虚偽の報告をした者
四 第十九条第一項、第二十条の二第六項又は
第二十条の三第一項の規定に基く財務大臣の
命令に違反して自己保有株式の売却を怠つ
た者
五 第二十条の三第一項の規定に基く財務大臣の
命令に違反して新株の発行を怠つた者
六 第三十二条第三項の規定に基く財務大臣の
命令に違反して株券の引渡しを怠つた者
七 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反
して再評価積立金を資本に組み入れたとき
一 第八条第二項の規定に違反して報告を怠
り、又は虚偽の報告をしたとき
二 第十二条第一項の規定に違反して株式の保
有を怠つたとき
三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反
して再評価積立金を資本に組み入れたとき
四 第十五条の規定に違反して再評価積立金を
取りくずしたとき
五 第十六条第一項又は第二項の規定に違反
して資本準備金を資本に組み入れたとき
六 第十七条の規定に違反して資本準備金を取
りくずしたとき
七 第二十三条第八項の規定に違反して株式を
譲渡しなかつたとき

第四十条 左の場合は、その違反の行為
をした会社の取締役又はこれに準ずる者は、一
年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十八条第四項、第十九条第一項又は第二
十条の二第五項若しくは第六項の規定に基く
財務大臣の命令に違反して株券の引渡しを怠つ
たとき
二 第二十二条第一項(第三十二条第四項にお
いて準用する場合を含む)の規定に違反し
て名義の書換を怠つたとき

一 第二十二条第一項(第三十二条第四項にお
いて準用する場合を含む)の規定に違反し
て名義の書換を怠つたとき

第三十八条 左の各号の一に該当する者は、三年
以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七章 罰則

三 第二十三条第七項又は第八項の規定に違反して株式を買ひ受ける機会を与えたとき。

四 第二十三条第六項の規定に違反して国庫に納付しなかつたとき。

四十一條 第三十三条第一項の規定に違反して報告若しくは資料の提出を怠り、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は十万円以下の罰金に処する。

四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科す。

四十三条 会社の取締役又はこれに準ずる者は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

一 第十九条第六項（第二十条の二第二十二項又は第二十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二 第二十三条第四項の規定による株式の消却若しくは売却又は株券の引渡しを怠つたとき。

2 1

附 則 抄

1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この政令施行前この政令による改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「旧令」という。）第二十条第一項の規定による回復の措置がとられた株式並びに旧令第二十三条第一項若しくは第三項の規定による通知があつた株式は、この政令による改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「新令」という。）第二条第一項の規定にかわらず、連合国財産株式には含まれないものとする。

3 旧令第九条第六項、第十条第四項、第十二条第三項（旧令第十二条の二において準用する場合を含む。）第十四条第一項及び第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条第一項、第三十七条第二項、第三十八条第一号、第四十条第二号並びに第四十三条第三号の規定は、連合国財産株式又は子株の発行会社がこの政令施行前旧令第九条第三項、第十条第一項若しくは第十二条第一項（旧令第十二条の二において準用する場合を含む。）第十三条第一項及び第三項から第五項まで、第十条、第十二条（旧令第十四条第一項及び第二項、第十六条から第十八条まで、第三十八条第四号、第三十九条第一号並びに第四十三条第一号から第三号までの規定は、この政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社が資本増加の決議をした場合、この政令施行前その承継会社の設立に際しその発起人が株式の総数を引き受け、若しくは株主の募集に着手した場合、この政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社が旧令第十条第一項の規定により資本を増加して新株を保留すべきことを命ぜられ、若しくは資本の減少を命ぜられた場合及びこの政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社の設立又は資本増加の権利を当該連合国財産株式又は子株の発行会社の株主に与えた場合におけるその資本の増加及び減少、承継会社の設立並びに新株の保留については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。この場合において、旧令第十七条第一項中「資本増加の登記」とあるのは「新株の発行による変更の登記」と、「株式の種類」とあるのは「株式の額面無額面の別、種類」とする。

4 旧令第二十二条第二項の規定は、旧令第二十条第一項の規定により当該株式を連合国財産株式として指定し、第二十条第一項の規定によりその株券の引渡を受け、これを液体空気株式に引き渡したものとみなす。

九号）抄

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

四五号）

附 則

（昭和二十五年五月一九日政令第一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 1

2 1

3 旧令第八条第二項、第九条第一項及び第三項から第五項まで、第十条、第十二条（旧令第十四条第一項及び第二項、第十六条から第十八条まで、第三十八条第四号、第三十九条第一号並びに第四十三条第一号から第三号までの規定は、この政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社が資本増加の決議をした場合、この政令施行前その承継会社の設立に際しその発起人が株式の総数を引き受け、若しくは株主の募集に着手した場合、この政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社が旧令第十条第一項の規定により資本を増加して新株を保留すべきことを命ぜられ、若しくは資本の減少を命ぜられた場合及びこの政令施行前連合国財産株式又は子株の発行会社の設立又は資本増加の権利を当該連合国財産株式又は子株の発行会社の株主に与えた場合におけるその資本の増加及び減少、承継会社の設立並びに新株の保留については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。この場合において、旧令第十六条及び第十七条第一項中「株式の種類」とあるのは「株式の額面無額面の別、種類」と、同令第十七条第一項中「資本増加の登記」とあるのは「新株の発行による変更の登記」とする。

8 この政令施行前旧令第二十条第一項の規定によつてされた大蔵大臣の命令は、この政令施行後は、新令第十八条の規定によつてされた大蔵大臣の命令とみなす。

9 旧令第二十条及び第四十条第一号の規定は、この政令施行前回復請求権者が旧令第二十条第一項の規定により株式の回復を受けるため同条

10 1

11 1

12 1

13 1

14 1

15 1

16 1

17 1

18 1

19 1

20 1

21 1

22 1

23 1

24 1

25 1

26 1

27 1

28 1

29 1

30 1

31 1

32 1

33 1

34 1

35 1

36 1

37 1

38 1

39 1

40 1

41 1

42 1

43 1

44 1

45 1

46 1

47 1

48 1

49 1

50 1

51 1

52 1

53 1

54 1

55 1

56 1

57 1

58 1

59 1

60 1

61 1

62 1

63 1

64 1

65 1

66 1

67 1

68 1

69 1

70 1

71 1

72 1

73 1

74 1

75 1

76 1

77 1

78 1

79 1

80 1

81 1

82 1

83 1

84 1

85 1

86 1

87 1

88 1

89 1

90 1

91 1

92 1

93 1

94 1

95 1

96 1

97 1

98 1

99 1

100 1

101 1

102 1

103 1

104 1

105 1

106 1

107 1

108 1

109 1

110 1

111 1

112 1

113 1

114 1

115 1

116 1

117 1

118 1

119 1

120 1

121 1

122 1

123 1

124 1

125 1

126 1

127 1

128 1

129 1

130 1

131 1

132 1

133 1

134 1

135 1

136 1

137 1

138 1

139 1

140 1

141 1

142 1

143 1

144 1

145 1

146 1

147 1

148 1

149 1

150 1

151 1

152 1

153 1

154 1

155 1

156 1

157 1

158 1

159 1

160 1

161 1

162 1

163 1

164 1

165 1

166 1

167 1

168 1

169 1

170 1

171 1

172 1

173 1

174 1

175 1

176 1

177 1

178 1

179 1

180 1

181 1

182 1

183 1

184 1

185 1

186 1

187 1

188 1

189 1

190 1

191 1

192 1

193 1

194 1

195 1

196 1

197 1

198 1

199 1

200 1

201 1

202 1

203 1

204 1

205 1

206 1

207 1

208 1

209 1

210 1

211 1

212 1

213 1

214 1

215 1

216 1

217 1

218 1

219 1

220 1

221 1

222 1

223 1

224 1

225 1

226 1

227 1

228 1

229 1

230 1

231 1

232 1

233 1

234 1

235 1

236 1

237 1

238 1

239 1

240 1

241 1

242 1

243 1

244 1

245 1

246 1

247 1

248 1

249 1

250 1

251 1

252 1

253 1

254 1

255 1

256 1

257 1

258 1

259 1

260 1

261 1

262 1

263 1

264 1

265 1

266 1

267 1

268 1

269 1

270 1

271 1

272 1

273 1

274 1

275 1

276 1

277 1

278 1

279 1

280 1

281 1

282 1

283 1

284 1

285 1

286 1

287 1

288 1

289 1

290 1

291 1

292 1

293 1

294 1

295 1

296 1

297 1

298 1

299 1

300 1

301 1

302 1

303 1

304 1

305 1

306 1

307 1

308 1

309 1

310 1

311 1

312 1

313 1

314 1

315 1

316 1

317 1

318 1

319 1

320 1

321 1

322 1

323 1

324 1

325 1

326 1

327 1

328 1

329 1

330 1

331 1

332 1

333 1

334 1

335 1

336 1

337 1

338 1

339 1

340 1

341 1

342 1

343 1

344 1

345 1

346 1

347 1

348 1

349 1

350 1

351 1

352 1

353 1

354 1

355 1

356 1

357 1

358 1

359 1

360 1

361 1

362 1

363 1

364 1

365 1

366 1

367 1

368 1

369 1

370 1

371 1

372 1

373 1

374 1

375 1

376 1

377 1

378 1

379 1

380 1

381 1

382 1

383 1

384 1

385 1

386 1

387 1

388 1

389 1

390 1

391 1

392 1

393 1

394 1

395 1

396 1

397 1

398 1

399 1

400 1

401 1

402 1

403 1

404 1

405 1

406 1

407 1

408 1

409 1

410 1

411 1

412 1

413 1

414 1

415 1

416 1

417 1

418 1

419 1

420 1

421 1

422 1

423 1

424 1

425 1

426 1

427 1

428 1

429 1

430 1

431 1

432 1

433 1

434 1

435 1

436 1

437 1

438 1

439 1

440 1

441 1

442 1

443 1

444 1

445 1

446 1

447 1

448 1

449 1

450 1

451 1

452 1

453 1

454 1

455 1

456 1

457 1

458 1

459 1

460 1

461 1

462 1

463 1

464 1

465 1

466 1

467 1

468 1

469 1

470 1

471 1

472 1

473 1

474 1

475 1

476 1

477 1

478 1

479 1

480 1

481 1

482 1

483 1

484 1

485 1

486 1

487 1

488 1

489 1

490 1

491 1

492 1

493 1

494 1

495 1

496 1

497 1

498 1

499 1

500 1

501 1

502 1

503 1

504 1

505 1

506 1

507 1

508 1

509 1

510 1

511 1

512 1

513 1

514 1

515 1

516 1

517 1

518 1

519 1

520 1

521 1

522 1

523 1

524 1

525 1

526 1

527 1

528 1

529 1

530 1

531 1

532 1

533 1

534 1

535 1

536 1

537 1

538 1

539 1

540 1

541 1

542 1

543 1

544 1

545 1

546 1

547 1

548 1

549 1

550 1

551 1

552 1

553 1

554 1

555 1

556 1

557 1

558 1

559 1

560 1

561 1

562 1

563 1

564 1

565 1

566 1

567 1

568 1

569 1

570 1

571 1

572 1

573 1

574 1

575 1

576 1

577 1

578 1

579 1

580 1

581 1

582 1

583 1

584 1

585 1

586 1

587 1

588 1

589 1

590 1

591 1

592 1

593 1

594 1

595 1

596 1

597 1

598 1

599 1

600 1

601 1

602 1

603 1

604 1

605 1

606 1

607 1

608 1

609 1

610 1

611 1

612 1

613 1

614 1

615 1

616 1

617 1

618 1

619 1

620 1

621 1

622 1

623 1

624 1

625 1

626 1

627 1

628 1

629 1

630 1

631 1

632 1

633 1

634 1

635 1

636 1

637 1

638 1

639 1

640 1

641 1

642 1

643 1

644 1

645 1

646 1

647 1

648 1

649 1

650 1

651 1

652 1

653 1

654 1

655 1

656 1

657 1

658 1

659 1

660 1

661 1

662 1

663 1

664 1

665 1

666 1

667 1

668 1

669 1

670 1

671 1

672 1

673 1

674 1

675 1

676 1

677 1

678 1

679 1

680 1

681 1

682 1

683 1

684 1

685 1

686 1

687 1

688 1

689 1

690 1

691 1

692 1

693 1

694 1

695 1

696 1

697 1

698 1

699 1

700 1

701 1

702 1

703 1

704 1

705 1

706 1

707 1

708 1

709 1

710 1

711 1

712 1

713 1

714 1

715 1

716 1

717 1

718 1

719 1

720 1

721 1

722 1

723 1

724 1

725 1

726 1

727 1

728 1

729 1

730 1

731 1

732 1

733 1

734 1

735 1

736 1

737 1

738 1

739 1

740 1

741 1

742 1

743 1

744 1

745 1

746 1

747 1

748 1

749 1

750 1

751 1

752 1

753 1

754 1

755 1

756 1

757 1

758 1

759 1

760 1

761 1

762 1

763 1

764 1

765 1

766 1

767 1

768 1

769 1

770 1

771 1

772 1

773 1

774 1

775 1

776 1

777 1

778 1

779 1

780 1

781 1

782 1

783 1

784 1

785 1

786 1

787 1

788 1

789 1

790 1

791 1

792 1

793 1

794 1

795 1

796 1

797 1

798 1

799 1

800 1

801 1

802 1

803 1

804 1

805 1

806 1

807 1

808 1

809 1

810 1

811 1

812 1

813 1

814 1

815 1

816 1

817 1

818 1

819 1

820 1

821 1

822 1

823 1

824 1

825 1

826 1

827 1

828 1

829 1

830 1

831 1

832 1

833 1

834 1

835 1

836 1

837 1

838 1

839 1

840 1

841 1

842 1

843 1

844 1

845 1

846 1

847 1

848 1

849 1

850 1

851 1

852 1

853 1

854 1

855 1

856 1

857 1

858 1

859 1

860 1

861 1

862 1

863 1

864 1

865 1

866 1

867 1

868 1

869 1

870 1

871 1

872 1

873 1

874 1

875 1

876 1

877 1

878 1

879 1

880 1

881 1

882 1

883 1

884 1

885 1

886 1

887 1

888 1

889 1

890 1

891 1

892 1

893 1

894 1

895 1

896 1

897 1

898 1

899 1

900 1

901 1

902 1

903 1

904 1

905 1

906 1

907 1

908 1

909 1

910 1

911 1

912 1

913 1

914 1

915 1

916 1

917 1

918 1

919 1

920 1

921 1

922 1

923 1

924 1

925 1

926 1

927 1

928 1

929 1

930 1

931 1

932 1

933 1

934 1

935 1

936 1

937 1

938 1

939 1

940 1

941 1

942 1

943 1

944 1

945 1

946 1

947

これを新令第二十条第七項の規定により消滅した特定株式を目的とする質権とみなして新令第二十八条第一項の規定を適用する。

この政令施行前旧令第二十条第四項の規定により大蔵大臣が受け入れた現金及びこの政令施行後附則第九項の規定によりなおその効力を有する旧令第二十条第四項の規定により大蔵大臣が受け入れた現金については、これを新令第二十条第一項の規定により大蔵大臣が受け入れた現金とみなして新令第二十九条第一項の規定を現金とみなして新令第二十九条第一項の規定を適用する。

この政令施行前回復請求権者が旧令第二十条第一項の規定により連合国財産株式の回復を受けたことによる所得とみなして新令第三十五条第二項の規定を適用する。

この政令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和二十六年一月二十八日政令第

1 この政令中第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。この他の規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 昭和二十七年二月一日前改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「旧令」という。）第二条第一項第一号の規定により大蔵大臣が指定した株式は、同日以後は、改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「新令」という。）第二条第一項第二号の規定により大蔵大臣が指定した株式とみなす。

3 昭和二十七年二月一日前旧令第四条の規定により連合国最高司令官が連合国財産株式に関する権利を回復する権利を有するものとして指定した者及び同日前旧令第三十二条第三項の規定により連合国最高司令官が旧令第三十三条第一項に規定する株式を回復する権利を有するものとして指定した者は、同日以後は、新令第四条に規定する回復請求権者とみなす。

4 昭和二十七年二月一日前連合国最高司令官からされた連合国財産株式若しくは子株又は旧令第三十二条第一項に規定する株式の回復の要求は、同日以後は、新令第五条第一項の規定によ

る回復請求権者からされた連合国財産株式若しくは子株又は在外会社等株式の回復の請求とみなす。

昭和二十七年二月一日前旧令第十八条第四項又は第三十二条第三項の規定により連合国最高司令官が指定した日は、同年二月一日以後は、それぞれ、新令第十八条第四項又は第三十二条第三項の規定により大蔵大臣が指定した日とみなす。

昭和二十七年二月一日前連合国財産株式又は子株の回復に関する連合国最高司令官の要求がないことが明らかになつたことは、同日以後は、連合国財産株式又は子株の回復に関する回復請求権者の請求がないことが明らかになつたこととみなす。

附 則（昭和二七年二月一五日政令第二四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「旧令」という。）第二十条の二第五項の規定によつてされた大蔵大臣の命令は、この政令施行後は、改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下「新令」という。）第二十条の二第六項の規定によつてされた大蔵大臣の命令とみなす。

3 この政令施行前資産再評価法第百九条第一項の規定による再評価積立金の資本への組入に因り株式を発行したことのある連合国財産株式又は子株の発行会社（その際当該会社の確保株数が当該会社の連合国財産株式及び子株の数に等しかつた会社に限る。）は、この政令施行の日から当該会社がこの政令施行の日以後において新株の発行（新令第二十条の二第六項又は第二十条の三第三項の命令に基く新株の発行を除く。）をする日までの期間において、当該会社の確保株数が当該会社の連合国財産株式及び子株（再評価積立金に係る子株を除く。）の数に等しいときは、大蔵大臣の許可を受けて、再評価積立金の資本組入に関する法律第三条第一項の規定により、当該会社の確保株数に当該会社がこの政令施行前に資産再評価法第百九条第一項の規定による再評価積立金の資本への組入に因り株式を発行した際における特定株式及び保有株式以外の株式の株主に割り当てた株式の数を当該株主がその際に有していた株式の数で除して得た割合を乗じて得た数及び大蔵大臣の指示する発行価額の新株を当該会社の名義で発行する。

附 則（昭和二七年四月二三日法律第九五号）抄

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月一六日法律第二三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和一九年四月一日法律第五二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年三月三一日法律第二七号）抄

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によ

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

十一条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

十一条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日